

新潟県柏崎市介護資格取得支援補助金交付要綱

平成31年3月27日 制定

令和元年11月29日 改正

令和3年3月31日 改正

令和5年3月31日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護事業所等に勤務する介護職員が介護サービスを提供する上で必要な資格取得を支援し、介護人材の確保並びに介護職員の定着及び資質の向上を支援するため、予算の範囲内において、柏崎市介護資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「交付規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護員養成研修の取扱細則について（平成24年3月28日老振発0328第9号）、認知症介護実践者等養成事業の実施について（平成18年3月31日老発第0331010号）及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 柏崎市内に住所を有し、又は補助金の交付申請を行おうとする年度内に柏崎市内に開設が見込まれる法第8条、法第8条の2若しくは法第115条の45又は老人福祉法第20条の4に規定する事業を行う施設（以下「介護事業所等」という。）の運営を行う者であること。
- (2) 別表の補助対象事業を、補助金の交付申請を行おうとする年度

内に修了した者若しくは合格した者又は修了した職員若しくは合格した職員（以下「職員等」という。）を雇用している者であること。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の交付は、職員等1人につき、別表に掲げる補助対象事業ごとに1回限り（介護支援専門員再研修、介護支援専門員専門研修過程I及び専門研修過程IIを除く。）とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の修了日又は合格発表の日の属する年度の各四半期の最終月の翌月末日まで又は当該年度末日までのいずれか早い期間内に柏崎市介護資格取得支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受けた場合は、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果を審査し、速やかに補助金の交付又は不交付を決定し、交付する場合にあっては交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金を交付する場合にあっては柏崎市介護資格取得支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市介護資格取得支援補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、確定した補助金の額を交付する

ものとする。

(是正措置)

第8条 市長は、第5条の規定による申請又は報告の内容に疑義がある場合は、申請者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、第6条第2項の規定により通知した額の算出根拠となつた職員等が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 開設を見込んでいた施設の運営を行う者が、申請した年度内にその施設を開設できなかつたとき。
- (2) 介護事業所等の運営を行う者が虚偽の申請を行つたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、交付を決定した補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、柏崎市介護資格取得支援補助金返還命令書（別記第4号様式）により、期限を定めて、その返還を補助事業者に命ずるものとする。

(延滞金)

第10条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、正当な理由がなく納期限までに納付しなかつたときは、交付規則第17条の規定により延滞金を徴収することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、平成36年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県柏崎市介護資格取得支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受ける者について適用し、同日前に改正前の新潟県柏崎市介護資格取得支援補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に係る補助金の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県柏崎市介護資格取得支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受ける者について適用し、同日前に改正前の新潟県柏崎市介護資格取得支援補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に係る補助金の取扱いは、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
1	介護職員初任者研修	職員等の研修受講費用 (受講費用に含まれていないテキスト代等は、除く。)		1人当たり 50,000円
2	介護職員実務者研修			1人当たり 100,000円
3	介護職員喀痰吸引等研修			1人当たり 40,000円
4	介護支援専門員実務研修	職員等の研修受講費用 (受講費用に含まれていないテキスト代等は、除く。)		1人当たり 30,000円
5	介護支援専門員更新研修		1／2	
6	介護支援専門員再研修			
7	介護支援専門員専門研修課程Ⅰ			
8	介護支援専門員専門研修課程Ⅱ			
9	主任介護支援専門員研修			
10	主任介護支援専門員更新研修			
11	介護支援専門員実務研修受講試験対策講座・受験料	職員等の講座受講費用及び試験受験料 (受講費用に含まれていないテキスト代等は、除く。)		1人当たり 50,000円
12	介護福祉士試験対策講座・受験料			
13	認知症介護実践者研修	職員等の研修受講費用 (受講費用に含まれていないテキスト代等は、除く。)		1人当たり 10,000円
14	認知症介護実践リーダー研修			1人当たり 11,000円

注 1　国、県及び他の機関からの補助金と併用する場合、補助対象経費からその補助金の受給額を控除して申請すること。

注 2　補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。